

平成24年度第4回林野庁入札等監視委員会 審議概要

開催日及び場所		平成25年3月12日(火曜日)林野庁入札室			
委員		前原一彦(公認会計士) 鍛冶良明(弁護士) 近田直裕(公認会計士、税理士)			
審議対象期間		平成24年9月1日～平成24年12月31日			
審議対象案件		23件	うち、1者応札案件4件 契約の相手方が公益社団法人等の案件5件		
抽出案件		4件 (抽出率17%)	うち、1者応札案件1件 (抽出率25%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件2件 (抽出率50%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	1件	うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件1件	
		指名競争	公募型指名競争	1件	うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件1件
			工事希望型競争	1件	うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件1件
			その他の指名競争	1件	うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件1件
		随意契約	1件	うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件1件	
	業務	一般競争	1件	うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件1件	
		指名競争	公募型競争	1件	うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件1件
			簡易公募型競争	1件	うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件1件
			その他の指名競争	1件	うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件1件
		随意契約	公募型プロポーザル	1件	うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件1件
			簡易公募型プロポーザル	1件	うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件1件
			標準型プロポーザル	1件	うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件1件
			その他の随意契約	1件	うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件1件
	物品・役務等	一般競争	4件	うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件2件	
		指名競争	1件	うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件1件	
		随意契約(企画競争・公募)	1件	うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件1件	
		随意契約(その他)	1件	うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件1件	
	(特記事項) ・抽出の4件については、1者応札や公益社団法人との契約等を抽出した。				
	委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問		
			回答等		
		(詳細に記述すること。)			
		(詳細に記述すること。)			
		(別紙のとおり)			
		(別紙のとおり)			
委員会による意見の具申又は勧告の内容		該当なし			
[これらに対し部局長が講じた措置]		<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin-right: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px;"></div> </div>			

事務局: 林野庁林政部林政課会計経理第1班

(注)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。

	意見・質問	回 答
<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>抽出契約について 物品・役務関係 〔抽出番号1：平成24年度森林吸収源インベントリ情報整備事業（時期約束期間に向けた体制整備等（自然攪乱に関する検討等））〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再就職の役員の地位は。</li> <li>・13頁に外国旅費とあるがどこへ行っているのか。</li> <li>・ノルウェーに何名で行っているのか。</li> <li>・1名で100万円になるのか。</li> <li>・席はビジネスか。</li> <li>・自然攪乱による排出量の計上除外ルールを我が国に適用するための体制確立とは、準備的な位置付けなのか。</li> <li>・それならば、どの業者も経験がなく、入札にチャレンジしてみようという業者がもっと多くてもよいと思うがその点はいかがか。</li> <li>・ある程度専門性が必要な業務なのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専務理事である。</li> <li>・ノルウェーに行っている。</li> <li>・1名である。</li> <li>・計画では2名分の金額であるが、実績では約30万円程である。</li> <li>・エコノミーである。</li> <li>・そのとおり。</li> <li>・この業務においては、8者に入札説明書を手交しているが、最終的には入札説明会に3者の方が来られた。結果として事後アンケートを取っているが、それによると、自分の所の専門分野と得意分野とが違ったというところが2者、他の業務との兼ね合いで人員の確保が困難、過去に類似の業務の経験がないという理由がそれぞれ2者あった。</li> <li>・そのとおり。森林吸収量関係の国際ルールも理解しなければならない。しかしながら、国内にそのような知識を持っている者が他にいな</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際的な動向についての情報収集というのは、外国に行くこともあれば、インターネットでの収集もあると思うが、実際に行ったのはノルウェーか。</li> <li>・ノルウェーでの行き先はどこか。</li> <li>・ここで使われているインベントリとは森という意味か。</li> <li>・仕様書にUNFCCC（気候変動枠組条約）とあるが、これがノルウェーにあるのか。</li> </ul>	<p>いということはない。そのようなことで、入札説明会に3者来ており、入札説明書も8者受けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そのとおり。</li> <li>・行き先は把握していない。</li> <li>・森林全般の温室効果ガス吸・排出量のことである。公園は国土交通省、農地は生産局でそれぞれ担当している。</li> <li>・ドイツのボンにある。専門家の会合というのが世界中であり、今年は2カ所との定めがあり、今回の事業では、ノルウェーブラジルでの専門家会合に派遣したということである。</li> </ul>
	<p><b>〔抽出番号2：地方自治体による水源林取得等の政策効果に関する検討調査委託事業〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この調査の中で外国人による森林の購入など所有権移転の問題も対応するのか。</li> <li>・しかしながら外国人による水源地の取得が進んでいることは大きな問題ではないか。</li> <li>・誰が購入したのかは分かるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査を行った自治体には参考に聞いているが、外国人の所有の実態把握のためではなく、地方自治体の水源林取得の政策効果について調査するものである。</li> <li>・そのとおり。</li> <li>・別途、調査はしているがリゾート地や単なる資産保有といったケースはあっても、水源地購入を目的と</li> </ul>

	<p>・委託事業における人件費の算定等の適正化についての資料があるが、人件費については委託先の給料等を基準に算出するのか。</p> <p>・入札金額が安くなっているが、人件費の単価を削減したのか。</p> <p>・調査内容に有識者への意見聴取があるが、林野庁の職員が行うという選択肢はないのか。</p> <p>・アウトソーシングということか。</p>	<p>したような事例は聞いていない。一方、自治体としても、この件については非常に強い懸念は有しており、例えば森林所有者が森林を手放し、寄付したいといった場合もあるが、管理が難しいことから自治体では断っているケースもある。特に、小面積である場合は、森林組合に介してもなかなか買い手が見つからない。そのような場合に、今まで調べた中ではなかったが、もし外国人が購入すると持ちかけた場合があれば、森林所有者がそれに乗ってしまう可能性があるのではないかといった今後想定されるものとしての懸念。このような観点から都道府県レベルでは条例の整備や市町村による公有林化への支援等を行っている。</p> <p>・委託先における前年度の基本給、諸手当等の給料の総支給額等から年間総労働時間を基準に、時間単価を算出している。なお、委託先で、受託単価が定められていればそれを採用している。</p> <p>・9頁に人件費の明細があるが、単価を抑えたのではなく、時間を抑えている。 具体的には、全国の調査の移動時間は勘案せずに、実際に調査に要した時間を計上している。</p> <p>・実態としては、行ける場合は林野庁の職員も同行はしているが、職員自身が調査結果の分析や報告書の作成を行うことは限られた人員、時間での対応が難しいことから外部に委託している。</p> <p>・そのとおり。</p>
--	---	---

	<p>〔抽出番号3：有資格者情報入力ツール改修等業務一式〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この業務の落札金額はどこで差がつくのか。</li> <li>・見積を徴収したところは、入札に参加したところか。</li> <li>・個別資料の概要の①で等級格付けの基準が変更になったこととあるが、どのようなことか。</li> <li>・点数の配分が変わったということか。</li> <li>・それはプログラム改修が必要になるようなものなのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務に要する経費は、ほとんどが人件費であり、予定価格の積算に当たり、人工数については2者からの見積を参考とし、人件費単価については市販されている積算資料により算出した。落札した業者は、他の省庁の情報システムのプログラム開発や、改修業務を多く行っているところでノウハウもあり、人件費もかなり努力できることから、この価格で入札されたようである。</li> <li>・そのとおり。</li> <li>・申請者の登録希望業務の実績高や営業年数等に応じて点数を付与し、その点数に応じて等級の格付けを行っているところであるが、例えば点数が80点から60点の場合はC等級、60点未満の場合はD等級という等級格付けの基準が変更になったことからそれに対応するために改修業務を行ったものである。</li> <li>・測量・建設コンサルタント等業務の契約において、40点未満のものは従前は資格がないこととしていたが、等級格付け基準の変更により、D等級を格付けすることとなった。</li> <li>・プログラム自体が複雑なものであり、また、このシステムが農林水産省の電子入札システムと連携することから、他のシステムに影響を与えないためにも、専門業者に改修を</li> </ul>
--	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この有資格者情報入力ツールについては、他の業者が開発したのか。</li> <li>・改修業務については、開発業者でなくても可能なのか。</li> <li>・開発業者であるNECでなくても可能なのか。</li> </ul>	<p>お願いしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本電気株式会社（NEC）が開発したものである。</li> <li>・今回の改修業務については、比較的容易な内容であったため、6者の入札があったものとする。</li> <li>・そのとおり。前回の改修は2年前に行っているが、その時もNEC以外の業者が落札し、改修を行っている。</li> </ul>
	<p>〔抽出番号4：平成24年度生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する定量化手法検証プロセス設計事業一式〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林技術協会の技術点は高い方か。</li> <li>・日本森林技術協会の技術点がこのように高いと、価格点で逆転は難しいと思われるが、それだけ技術点を重視していることになるのか。</li> <li>・6ページの請負契約書で契約保証金が免除となっているが、契約保証金をもらう場合もあるのか。</li> <li>・生物多様性に向けた取組の効果を定量化・視覚化するとあるがどのようなことを行うのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年もこの事業を実施しているが、経験があったということから高い技術点になったと思われる。</li> <li>・総合評価落札方式では、事業の品質や内容が重視されることから、技術点が高い方が有利となる。</li> <li>・競争参加資格がある場合については、役務の契約は免除となるが、工事については、ある一定金額以上については保証金を求めているが、保証会社等の保証をもって担保が提供されたものとしている。</li> <li>・森林計画により、どの場所で間伐や植え付けなどの施業を行っていくかを計画示しているが、生物多様性の中でも、種の多様性と生態系の多様性そして遺伝子の多様性と大きく三つあり、特に森林計画で</li> </ul>

	<p>経験を積むことによってノウハウが蓄積され、事業受託すればするほど信頼も得る。そのようになれば、特定のところに偏りやすいということにもなるが、そのようなところを排除する工夫なり、広く多くの方に入札に参加していただく工夫を検討されているか。</p>	<p>は、生態系の多様性として、森林の場所が若い林の場所からある程度成長した林、針葉樹の林や広葉樹の林といった森林について施業を行っていく中で、多様なものがランダムに配置されるとか、そういったもので多様性が大きくなっていくという考えがあるので、そういったものを見せていくというもの、実際に森林の中の植生の種とかがどのようなのかを検証しながら多様性がどのようなのか数値等によって明らかにするのがこの事業の目的である。</p> <p>・1者応札の解消にも繋がることになるが、そのためには、新規参入者の確保が重要と考え、例えば、ホームページに掲載する入札公告を広く業者のPRすることや、公告期間を長くすることにより周知期間を確保する。新規参集者は技術的なことが確立されていない部分もあるので、総合評価落札方式であれば、技術提案までの期間を長くして余裕を持たせることや、継続の委託契約であれば、前年度の成果物をホームページ等で公表し、調査内容等を明らかにする。また、入札公告に掲載する仕様書を具体的に記載し分かりやすい内容にすることが重要と考える。</p>
	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会としての意見はなし。</li> </ul>	